

平成 26 年度 第 2 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 27 年 2 月 3 日（火）10:00～10:45

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

野村会長、小川委員、木村委員、竹内委員、筒井委員、寺村委員、間嶋委員

高知県

小谷総務部長、門田総務部副部長、岡村行政管理課長、森下職員厚生課長、川村議会事務局総務課長、有澤教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

ただ今から、第 2 回高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本日もご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、野村会長、審議の進行をよろしくお願いいたします。

（野村会長）

ただ今から、第 2 回の特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日で結論が出せるよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

まず、事務局において、前回の審議会以降の他県の動きなどについて資料をまとめていますので、説明をお願いします。

（行政管理課長）

まず私から、お手元の「第 2 回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいと存じます。全国の特別職報酬等の改定状況の資料でございます。右上にありますとおり、2 月 1 日時点で改めて作成しなおしたものでございます。前回の審議会以降で修正を行っておりますのが、13 番東京都、23 番愛知県、24 番三重県の 3 団体でございます。東京都につきましては、数字が 2 段書きになっておりまして、下段の括弧書きが平成 27 年 4 月 1 日から適用される額でございます。現行と改正額とを見比べていただきますと、知事と副知事につきましては引下げ、議長、副議長、議員につきましては、若干の引上げとなっております。愛知県につきましては、こちらも数字が 2 段書きになっておりまして、下段の括弧書きが平成 27 年 4 月 1 日から適用される額でございます。愛知県につきましては、知事と副知事の引下げのみとなっております。三重県につきましては、据置きと答申があり、据置きとする方向であるとお伺いしております。いずれの団体におきましても、一般職との均衡でありますとか、他の都道府県との関係などを踏まえたご判断であるとお聞きしております。

少し詳しくご説明申し上げます。東京都につきましては、本年度の一般職の給与は、地域の民間賃金との較差を解消するという観点から、2 段階で改定が行われるようになっております。第 1 段階としましては、平成 26 年 4 月 1 日に遡及しまして、給料表の水準を平均 0.1%引き上げております。第 2 段階としましては、前回の審議会でご説明申し上げました国の給与制度の総合的見直し、すなわち全国で適用される給料表の水準を引き下げて、一方で賃金水準の高い地域においては地域手当を引き上げるというものでございますが、東京都の一般職におきましても、平成 27 年 4 月 1 日から給料表を平均 1.7%引き下げたうえで、地域手当の支給割合を現行 18%から 20%に引き上げるといった改定が行われるようになっております。東京都では、知事、副知事も地域手当の支給対象となっておりますことから、一般職と同様の考え方に基きまして、第 1 段階での給料月額の上上げの後、第 2 段階で給料月額の下げと地域手当の上上げを行うことで、結果と致しまして、給料につきましては引下げになったということでございます。一方、東京都の議長、副議長、議員につきましては、地域手当の支給対象ではないということから、第 1 段階の報酬月額の上上げのみとなったということでございます。

愛知県につきましては、地域手当の支給対象とされている知事と副知事についてのみ、給料月額と地域手当を合わせた額が、現行と同水準となるように給料月額を引き下げたということでございます。

三重県につきましては、一般職との均衡、他の都道府県との関係などを踏まえて据置きとされたということでございます。

この3団体のみ、動きがあったということでございます。

次に、2ページをご覧くださいと存じます。こちらは、財政力が本県と同程度である財政力指数Eグループの11団体につきまして、知事、副知事、教育長、議員の1任期あたりの給与額をまとめたものでございます。前回の審議会におきまして、木村委員から、知事等の給与については退職手当も含めて1任期中の給与額で他の職と比較すべきではないかといったご意見をいただきましたことから、ご用意をさせていただいた資料でございます。この表の右側には、副知事、教育長、議員の1任期中の給与額が知事に対してどの程度の割合であるか、また、表の一番下には11団体の平均の額や割合を記載しております。

本県については網掛けをしております、知事のところをご覧くださいますと、11団体の中で1任期の給与が順位としては9番目ということでございます。知事に対する割合につきましては、副知事は71.2%で、11団体の平均71.3%と同程度になっております。教育長につきましては55.3%、議員につきましては46.1%ということで、若干ですけれども、11団体の平均を上回っているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

(職員厚生課長)

続きまして、職員厚生課から知事、副知事の退職手当の他県状況につきまして、ご説明させていただきます。

同じ資料の3ページをお願いいたします。退職手当につきましては、先程と同様、財政力が類似している11団体との比較をさせていただきます。知事の支給割合は、一番下でございますとおり、平均が100分の57となっております。本県の100分の50はこれを下回っておりますが、各県を見ますと、鳥取県、徳島県、沖縄県が同じ100分の50、島根県の100分の51も含めると5県となりまして、最も多くなっております。金額で見ますと、平均が3,400万円足らずで10番目になります。

副知事につきましては、支給割合の平均は100分の42、金額の平均は1,900万円余りで、本県は平均より低くなっております。順位も一番低くなっておりますが、右の欄の知事に対する割合をご覧くださいますと、支給率では本県は72%となっております、平均の73.4%より若干低いですが、順位では5番目ということで、中ほどの順位となっております。退職手当額につきましても同様に、平均の56.9%に対して本県は55.5%で、順位は7番目と中ぐらいになっております。

次に、資料はご用意しておりませんが、他県の検討状況についてご報告させていただきます。三重県と大分県の2県が、本年4月に改正を行うということでございますが、三重県につきましては、本県を含めた25団体が既に行っております、一般職の退職手当の見直しに伴う支給率の引下げを今回行うというものでございますし、大分県につきましては、支給水準は変わらない見直しでございます。その他の44都道府県につきましては、見直しの検討はしていないということをお聞きしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(野村会長)

ただ今、事務局から説明がございましたが、何かご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(木村委員)

早速、資料を用意していただきありがとうございます。だいぶ分かりやすくなったと思いますが、実は1任期中の給与ではあまりピンとこなくて、できれば年間いくらという表を作っていただくと、我々の年棒と比較して知事がどのくらいかということもありますので、より分かりやすいかと思っております。4で割るだけだとは思いますが、次回にはそうした資料を用意していただければと思います。

(総務部長)

単純に4で割った額ということにはなるのですが、非常に難しいのは、退職手当にかかる税金等が毎年の給与に比べるとかなり多くなるということです。任期が4年になっていまして、勤続年数が5年より短いと、かなり

税率が高くなっています。

(木村委員)

退職手当の所得税が優遇されているから、退職手当を任期毎に出しているということではないのですね。

(総務部長)

天下りで何回も退職手当をもらおうといった批判があった中で、退職手当にかかる税金の制度が変わりまして、5年在職していないと税率が高くなるということになっています。

(木村委員)

私は、逆に退職手当の所得税が優遇されていると思っていましたから、退職手当は在職月数の比例なので、毎月の給料に上乘せして、退職手当という制度を取ってしまえばいいと思っていました。

(総務部長)

任期4年の方に退職手当を支払うと税金がかなり高くなりますので、1任期給与を4で割った額と年棒との比較にはそうした違いがあるということで、我々も資料を作るときに苦慮したところでございます。

(野村会長)

特に他になければ、具体的な検討に入りたいと思います。

前回の審議会で、皆様方からご意見を頂戴しまして、引上げ意見、あるいは中立的な意見がございましたが、他県の状況、あるいは財政力の類似している団体との比較、そして一般職が引上げにならないという現状の中で特別職だけ引き上げることは難しいのではないかと、最終的にはそうした意見が多かったように思います。

そういった皆様方のご意見を踏まえまして、事務局に案の用意をお願いしておりますので、たたき台として事務局案を出していただいて、検討していきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(行政管理課長)

ただ今、お手元にお配りしました「平成26年度高知県特別職報酬等審議会 事務局試案」の資料に沿って、ご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと存じます。1番につきましては、参考までに、現行の額と直近の前回の額を並べて記載させていただいております。知事、副知事の給料の額、並びに議長、副議長、議員の報酬の額につきまして、前回の額は平成18年4月1日に改定された額、現行の額は平成22年4月1日に改定された額で、現行の額に改定された際はマイナス1.27%の減額でございました。なお、表の下に※印で記載しておりますが、平成20年、並びに現行額が適用された平成22年4月1日以降の平成24年と平成25年におきましては、当審議会から据置きの方針をいただいております。

次に、2番の試案でございますが、現行額の据置きの方針とさせていただきます。その主な理由につきましては、(2)に考え方を記載させていただきます。

1つ目としては、前回、平成25年の審議会以降、本県におきましては、一般職の月例給与の改定が行われていないということでございます。

2つ目としては、同じく前回、平成25年の審議会以降に、他の都道府県において改定が行われたのが、47都道府県中6団体でしたが、そのことによる本県の全国順位といったことに変動がないということでございます。ま

た、括弧書きさせていただいておりますとおり、改定が行われた6団体のうち、唯一、新潟県が引上げの改定を行っておりますが、これは先月の審議会でご説明申し上げましたとおり、一般職の引上げを考慮したものであるということでございます。

3つ目としては、先ほどご説明申し上げましたとおり、財政力が類似しております財政力指数Eグループの11団体のほとんどの団体においても、平成25年度以降、据置きになっているということでございます。本県を含めて10団体が据置き、残る沖縄県につきましては、平成25年4月1日に減額しておりますけれども、こちらも一般職との関係を考慮したものであるということでございます。

これらのことから、報酬及び給料の額につきましては、現行額据置きの試案とさせていただいております。私からの説明は以上でございます。

(職員厚生課長)

続きまして、退職手当の支給基準の事務局試案についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。まず、1の現行、前回及び前々回の状況でございます。平成18年4月以降、知事の支給割合は100分の60、副知事は100分の43としておりましたが、一般職の退職手当の見直しに伴いまして、平成25年4月から、知事を100分の50に、副知事を100分の36に引き下げております。

次に、2の試案でございます。一般職の退職手当の支給水準の見直しが行われていないことや、財政力が類似している11団体の状況を見ましても、平成25年の一般職の退職手当の見直しに伴います改定以降は、改定を行っていないこと、さらに全国の状況を見ましても、見直しを検討している都道府県がほとんどないといったことから、現行の支給率を据え置く案とさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(野村会長)

ただ今、説明いただきました事務局案をたたき台として、ご審議をお願いいたします。

ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(木村委員)

事務局試案について特に異議はありませんが、政府を挙げて民間に給料を上げるように言っている中で、非常に激職の知事の給料を上げることができたという気持ちも一方ではあります。ただ、一般職の状況や他県の状況を聞くと、なかなかそうも言われていられない。それで、前回も言いましたが、何とか高知県らしさ、他県比較ではなくて高知県の独自性を出した考え方、評価法がないかなと思ひ、短期間にいろいろ思いつきで考えてみましたが、いろんな制約があってなかなか難しいので、事務局の皆様には、次回に向けて、何か高知県らしい評価法というか、他県比較ではないものを考えていただけたらと思います。なかなか難しいということは承知のうえですが、お願いしたいと思ひます。もう一つは、知事等の常勤の特別職と比較すると、退職手当がないということではありますが、議員さんは非常勤であるということからすると、今日の資料の知事に対する割合が46.1%というのは、それでいいのかどうか検討の余地があるのではないかなという気がいたします。

(行政管理課長)

議員につきましては、制度上は非常勤という位置づけでございますが、前回の審議会でも少しご説明申し上げましたけれども、勤務状況としましては、常勤的になっている部分もかなりあるとお聞きしておりますので、申し添えさせていただきたいと思ひます。

(総務部長)

他県比較の中での高知県の状況でございますが、全国的に見ますと、人事院勧告では、給料が平均0.17%の引上げ、ボーナスについては0.15月の引上げでございました。都道府県の人事委員会においては、ほぼ同様の数字が出ておりましたが、残念ながら高知県については、県内の民間の給与を見ますと、給料は据置き、ボーナスについても、全国は0.15月でしたが、県内の民間の状況から0.1月ということでございます。つまり、それが本

県の経済、民間の状況を見たときの水準ということでした。そうしたことから、我々も頑張っ、民間とともに県勢を浮揚していくために、取組を更に進めて、恩恵が隅々にまで行き渡るようにしなければいけない。また、国の方では地方創生ということで様々な取組を進めておりますけれど、そういったものもきちんと受け止めて進めていきたいと、思いを新たにしたいところでございます。今回の事務局案につきましては、本県の民間はそうした厳しい状況にあるということ踏まえた中での、据置きという案でございます。

(筒井委員)

私は、今日に臨んで資料等を見返しまして、やはり据置きしかないのかなと思います。先ほどからの事務局の説明を聞きましても、やはりという感じです。ただ、引下げはできるだけしたくないという思いがありますので、据置きでと考えてまいりました。

(小川委員)

いろいろな状況を鑑みると、確かに据置きが妥当な線だと思いますけれども、他の委員の皆さんからもお話がありましたように、高知県らしさというのをを出していただければいいと思います。暗い話ばかりではなく、明るい話の中にはやはり収入というところもあるかと思しますので、本当に一生懸命頑張っている知事、副知事含めて皆さんの報酬については、今の知事、副知事だけではなく、未来の方の報酬ということ鑑みて、横並びではなく、高知県らしさをぜひどこかで導入していただければなと思っております。

(野村会長)

今後の貴重なご意見として承っておくということで、よろしいでしょうか。

(小川委員)

はい。

(野村会長)

他にご意見等がないようでしたら、取りまとめをさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

据置きか改定かということでございますが、先ほどからのご意見をお聞きしておりますと、据置きが妥当ではないかというのが皆様方のご意見だと思います。

それでは、県議会議員の報酬の額並びに知事、副知事の給料の額及び退職手当の支給基準につきましては、現行で据え置くということで答申をしたいと思っておりますが、皆様方、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

それでは、そのように答申することといたします。

(行政管理課長)

ありがとうございました。なお、答申の日時でございますが、本日、あいにく知事、副知事ともに、他の公務の都合によりまして、当審議会に出席することができません。そのため、大変恐縮ではございますが、私ども事務局の方で、野村会長と調整をさせていただきまして、今月の13日に、あらためて野村会長にご来庁いただきま

して、岩城副知事に答申をしていただけるように、お願いをしているところでございます。

(野村会長)

事務局から説明をいただきましたとおり、答申につきましては、委員の皆様のご都合もあろうかと思っておりますので、2月13日金曜日に、私がこの審議会を代表いたしまして、今回の審議会において、皆様方から頂戴したご意見を副知事に伝えるとともに、答申書をお渡しするというにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

ありがとうございました。

それでは、諮問事項ではございませんが、会次第の4番目に検討事項として記載しております「教育長の給料の額及び退職手当の支給基準」につきまして、あらためてご説明申し上げたいと存じます。

お手元の表題が「教育長の給料月額全国状況」とある資料に沿って、ご説明申し上げます。

前回、第1回の審議会におきまして、同じ表を用いまして、教育長の給料月額や、新しい教育長の給料月額の取扱いに関する全国の状況をご説明申し上げました。今回の資料は、新しい教育長の給料月額の取扱いにつきまして、前回は検討中であった団体のうち、現状維持や増額といった方針決定が行われた団体の内容を反映しております。右端の列に、新しい教育長の給料月額の取扱いにつきまして、各都道府県の状況をあらためて調査した結果を記載しております。例えば、上から5番目の神奈川県をはじめ、網掛けをしている11団体において、新しい教育長の給料の取扱いについて、方針が決まったとお聞きしております。

具体的に申し上げますと、新しい教育長の給料の取扱いにつきまして、表の下に※印で集計結果を記載しておりますけれども、引き続き検討中という団体が25団体、現状を維持するという団体が17団体、増額の方向という団体が4団体という結果になっております。なお、現状維持と方針を決定されておられる団体にその理由をお聞きしますと、新しい教育委員会制度に変わり、教育長の職責や職務は増加するものの、職務の内容や勤務条件ともに大きな変更はないといったこと、あるいは現に特別職としての給与水準になっていることといったご回答をいただいているところでございます。また、増額が4団体ございますが、これらの団体にお聞きした理由としましては、新しい制度の中で教育長の職責や職務が増加するという判断をされている団体、それから42番の和歌山県につきましては、現在の給料月額が全国的に見ても下位であるということ、それから他の理由としましては、その団体の中での他の常勤の特別職との均衡を図る必要が生じたこと、といったご回答をいただいております。

前回以降の他の団体の状況等は以上でございます。

私からは以上でございます。

(職員厚生課長)

続きまして、教育長の退職手当について、ご説明させていただきます。

同じ資料の2ページをお願いいたします。教育長の退職手当の算定方法につきまして、他県の検討状況をお示しさせていただきます。教育長が特別職になることに伴いまして、これまで一般職の例によっていた団体のうち5団体が、本県と同じ支給割合方式への見直しを検討しております。この5団体の支給割合は、中ほどに記載しておりますとおり、岩手県が本県と同じ100分の25、愛知県が100分の29、沖縄県が100分の30の方向で検討しているとのことでございます。東京都と香川県につきましては、未定とお伺いしております。その他の41道府県については、見直しを検討していないということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(野村会長)

ありがとうございました。なお、教育長の給料の額と退職手当の支給基準につきましても、本日、審議会としての意見の取りまとめをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(木村委員)

一般職の教育長が特別職になる場合は、1回退職することになるのですか。

(行政管理課長)

はい。1回退職することになります。

(木村委員)

特別職になった教育長の退職手当は、知事等と同様に任期毎に出すということですか。

(行政管理課長)

はい。任期毎になります。

(木村委員)

他県比較すると、四国の中ではだいぶ低いかなど。少しぐらい上げてもいいのではないかと思います。全国的には30番目なので、それほど低くはないのですが、四国の他県と差をつけられているので。

(野村会長)

現在、検討中としている団体以外で、改定としている団体は。

(行政管理課長)

増額が4団体でございます。

(木村委員)

教育長が教育委員長を兼ねるということは、責任の重さが増えたという説明でしたよね。

(野村会長)

他にご意見等がないようでしたら、事務局の考えがあれば、説明をお願いします。

(行政管理課長)

資料につきましては、本日の審議会の最初に使わせていただきました、第2回高知県特別職報酬等審議会資料の2ページ、財政力が類似した団体の知事、副知事、教育長、議員の1任期あたりの給与の資料、ここでは教育長の任期は知事等にあって4年で計算してございますが、こちらをご覧くださいながらご説明をお聞きいただけたらと存じます。

現時点の事務局の考え方をまとめて申し上げますと、教育長の給料の額及び退職手当の支給基準につきましては、いずれも据置きの方が妥当ではないかと考えております。

その主な理由につきましては、まず、先ほど知事等の給料の額等につきまして、据置きの答申をいただくという方向であること。それに加えまして、他県の状況を見させていただいた時に、現状維持とされている他の団体と同様、新しい制度となりまして確かに教育長の職責や職務が増加するものの、職務内容や勤務条件ともに現行と大きな変更はないと思われること。それから、2ページの資料をご覧くださいますと、現に特別職並みの給料水準になっているということ。それから、退職手当の算定方法につきましても、既に本県の場合は一般職の例に

よるということではなく、特別職の支給割合方式に変わっているということ。さらに、2ページにありますとおり、1任期の給与額の比較から見ましても、増額とされている4団体があげているように、現在の1任期あたりの給与額が、Eグループで見た時に下位であるという状況にはないこと。また、他の常勤の特別職との比較、知事に対する割合の11団体の平均などから見ましても、今ただちに均衡を図る必要が生じているという状況にはないのではないかということでございます。

事務局の考え方につきまして、まとめてご説明をさせていただきました。以上でございます。

(野村会長)

事務局からの説明に関しまして、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

(野村会長)

特にご意見等がないようでしたら、取りまとめをさせていただきます。

それでは、教育長の給料の額及び退職手当の支給基準につきましては、現行で据え置くということで、審議会の意見として取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

それでは、そのように取りまとめをさせていただきます。

教育長の給料の額及び退職手当の支給基準につきましては、これで終了いたします。

(野村会長)

それでは、委員の皆様方におかれましては、前回、そして本日の審議会におきまして、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回の特別職報酬等審議会を閉会いたします。

皆様方、ありがとうございました。